

議第5号

高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月28日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

鳥獣被害対策実施隊員の報酬等を定めるため改正しようとする。

高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年高山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
教育委員会委員から行政不服審査審理員までに係る部分（略）		高山市職員の旅費に関する条例（昭和37年高山市条例第21号。以下「旅費条例」という。）に規定する市長等の旅費額に相当する額	教育委員会委員から行政不服審査審理員までに係る部分（略）		高山市職員の旅費に関する条例（昭和37年高山市条例第21号。以下「旅費条例」という。）に規定する市長等の旅費額に相当する額
スポーツ推進委員	年額 84,700円		スポーツ推進委員	年額 84,700円	
			<u>鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者）</u>	年額 <u>30,000円</u>	<u>旅費条例に規定する4級等の職員の旅費額に相当する額</u>
			<u>鳥獣被害対策実施隊員（補助者）</u>	年額 <u>5,000円</u>	<u>額</u>
投票管理者から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係る部分（略）			投票管理者から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係る部分（略）		

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。